

**別表**(第7条関係)

使用時間	使用料の額 (1人当たり)		適用
	個人	団体	
半日	200円	150円	4時間未満
1日	300円	250円	4時間以上7時間未満

団体とあるのは、10人以上の団体をいう。

住民の集会等に使用する場合の使用料は、町長が別に定める。

見学を目的で入館する者は無料とする。